

火薬庫承継の届出

(法第12条の2第1項)

火薬庫の譲渡又は引渡しがあつたときは、譲受人又は引渡しを受けた者は、火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継します。

火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

○提出書類

- 1 火薬庫承継届
- 2 下記のいずれかの書類
 - (1) 火薬庫譲渡証明書
 - (2) 火薬庫相続証明書又は相続同意書の写し
 - (3) 火薬庫譲渡契約書の写し
 - (4) 火薬庫引渡書の写し
- 3 (必要な場合のみ) 関係土地所有者又は占有者の承諾書（申請者が土地を所有している場合を除く。他者の土地・建物に火薬庫を設けるなど、承諾書がないと火薬庫を設置できない場合は必要）
- 4 火薬庫設置許可書の写し

※記載事項変更報告等を提出している場合は、その写しを含む。
- 5 完成検査証の写し
- 6 最新の保安検査証の写し
- 7 手数料 不要

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

○申請にあたっての注意事項

承継届と併せて、火薬類取扱保安責任者選任届及び定期自主検査計画書を提出してください。